

(仮称) 中津川市立新ふくおか小学校建設工事木材調達業務委託制限付一般入札実施要領

中津川市公告	第 18 号
仕様書番号	中教施委第 4 号
事業名	(仮称) 中津川市立新ふくおか小学校建設工事木材調達業務委託
事業場所 (建設地)	中津川市福岡字馬場平地内
履行期間	契約の日～令和 4 年 3 月 31 日
事業概要	木造校舎建築に伴う木材 (製品調達) 購入及び木材保管等業務 木軸組材及び羽柄材等調達予定材積 980 m ³ 支給材の集材、地域材の製材加工、保管、JAS 等各種検査、木材納入業務 ※プレカット及び金物類の納入は、含まない。 ※地域材の原木から納材までの木材コーディネート業務を含む。
予定価格	非公表
入札参加資格	制限付一般入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。 (1) 中津川市入札参加資格者名簿の資材木材に登録されているもので、公告の日から入札 (開札) 日までのいずれかの日においても、中津川市入札参加資格停止要綱に基づく指名停止期間又は入札参加資格停止期間でないこと。 (2) 中津川市又は恵那市に本社若しくは支社を有しており、本社又は支社にて中津川市の入札参加資格登録をしていること。 (3) 岐阜証明材推進事業者の登録業者であること。
仕様書、内訳書 (参考数量) 及び図面	仕様書、内訳書、調達木材リスト等は次のとおり配布する。 (1) 配布期間 公告日～令和 3 年 4 月 28 日 (水) (2) 配布方法 参加表明書 (様式 1 号) に記載された連絡先に電子メールにて配布します。
設計図書等に関する質疑	見積内容について質疑がある場合は、参加表明書受付終了日翌日の正午までに質問書 (様式 2 号) を電子メールで提出すること。 ※ 回答については、翌々日に電子メールにて回答を送付します。
参加表明書の提出	入札に参加しようとする者は、参加表明書 (様式 1 号) を次により提出しなければならない。 (1) 受付期間 令和 3 年 4 月 12 日 (月) ～4 月 27 日 (火) ※土・日・祝日を除く 受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分 (2) 提出方法及び提出先

	電子メール又は持参（郵送不可） 教育委員会事務局施設計画推進室 電子メール shisetsu-e@city.nakatsugawa.lg.jp
入札参加資格申請書の提出	入札の参加表明者は、入札日までに中津川市入札参加資格者名簿の資材木材の項目に登録を完了していることとする。 （すでに、登録のあるものを除く）
内訳書の提出	入札に参加しようとする者は、入札日前日までに内訳書を資産経営課に提出しなければならない。（郵送、電子メールまたは持参）
入札方式	制限付一般入札
入札予定日・場所	（1）入札日時 令和3年5月20日（木） 13時00分～ （2）入札場所 中津川市役所4階大会議室
開札	開札は、入札予定日に紙により行う。
入札保証金	無
契約保証金	無
前払金	無
部分払	有
契約書作成	有
最低制限価格	無
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	該当しない
入札の無効	次の各号の1つに該当する場合は、その入札は無効とする。 （1） 入札の資格を有しない者が入札をしたとき。 （2） 入札書に記名・押印がないとき。 （3） 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。 （4） 入札者が同一事項に対して、2以上の入札をしたとき。 （5） 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。 （6） 入札に関し談合等の不正行為があったとき。 （7） その他あらかじめ指定された事項に違反したとき。
入札等の中止	天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止するときがある。この場合における損害は各入札者の負担とする。
談合情報及び談合行為に対する措置	入札執行前に談合に関する情報があった場合は、当該入札を中止又は延期した上で、入札に参加できる者の削減、入札方法の変更等の措置を講ずることがある。 また、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年度法律第54号）第3条若しくは第8条第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45

	号) 第 96 条の 3 に違反した場合は、当該契約した契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。
落札の無効	落札者は、落札の告知を受けた日から原則として指定した日までに仮契約を締結しなければ、その落札は無効となる。
その他	(1) 入札に参加しようとする者は、入札期日までにおいて、次の場合に該当することとなったときは入札参加の資格を失うものとする。 ① 破産、和議開始、会社整理又は会社更生手続開始の申立がなされたとき。 ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実があり、事業執行が困難となると見込まれるとき。 ③ その他、事業着手又は遂行することが困難と見られる理由が発生したとき。 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載する金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 紙による入札は、一度提出した入札書は、書換え、引換え、又は撤回することはできない。 ※落札候補者に対する入札参加資格の審査により、不適格とされた場合、中津川市入札参加資格停止要綱により入札参加資格の停止とする場合がある。